

# 歯科外来診療における医療安全対策に関するお知らせ

当院は、歯科外来診療における医療安全対策につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして九州厚生局長等に届け出た保険医療機関です。

当院では歯科診療に係る医療安全対策について、下記の通り取り組んでおります。

- 医療安全管理、医薬品業務手順等、医療安全対策に係わる指針等の策定
- 医療安全対策に係わる研修の受講ならびに従事者への研修の実施
- 安全で安心な歯科医療環境を提供するための装置、器具等を設置  
(設置装置等)  
AED、パルスオキシメーター、酸素、血圧計、救急蘇生セット
- 緊急時、当院医科との連携により対応

※当院は、安全で安心できる歯科外来診療の環境整備について厚生労働大臣の定める施設基準に適合し、「歯科外来診療医療安全対策加算 2」を算定しております。



令和6年6月1日